

招集期日 平成20年9月4日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 9月4日(木曜日)午前 9時30分

閉 会 9月4日(木曜日)午前11時39分

出席委員 委員長 平山五郎 副委員長 金澤秀信
委員 石田芳夫 委員 宮岡治郎
委員 野口哲次 委員 金子俊雄
委員 友山信夫 委員 齋藤武久

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長
区画整理部長 水道部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより付託案件の議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案3件、補正予算7件の計11件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第77号の条例の審査、議案第79号から81号の一般議案の審査、議案第86号、90号、91号、92号、93号、94号、95号の各補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 次に、議案第86号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のものこの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第77号 入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正
する条例

委員長 初めに、議案第77号 入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 おはようございます。それでは、議案第77号 入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を申し上げさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、この条例に規定されております墓地等を経営しようとする者のうち、第9条第1項第1号イに

定めます民法第34条の規定により、墓地等の経営を目的に設立された財団法人についてということで、これは民法第34条の規定による社団または財団の設立根拠が削除されるということから、その根拠を失うこととなります。それに伴いまして、新たに平成20年の12月1日から施行されます公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に移行することから、あえて公益目的事業としての墓地等の経営を主たる目的といたします公益財団法人として条文の整備をさせていただくものでございます。今回の一部条例改正により条例の内容につきましては、変更は一切ございません。なお、この条例施行日につきましては、平成20年の12月1日から施行したいものでございます。

また、現在市内の墓地を経営する財団法人または墓地を経営しようとする財団法人からの届け出はございませんが、平成20年12月1日からの5年間の経過措置といたしまして、公益財団法人のほか、今後届け出が出た場合を想定して特例財団法人も含むものとしたさせていただいたものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第77号 入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第79号 市道路線の廃止について

議案第80号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第79号 市道路線の廃止について、議案第80号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第79号 市道路線の廃止及び議案第80号 市道路線の

認定につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第79号で廃止しようとする市道E161号線は、県道所沢青梅線の北側、不老川沿いに位置し、起点を大字二本木字清水1408—1、終点は同じく1408—1とする道路で、起点は市道D120号線に接する未供用の行きどまり道路であります。

次に、議案第80号で認定しようとする市道E161号線は、起点を大字二本木字清水1408—1、終点は同じく1410—1とする道路で、議案第79号で廃止した路線の一部をつけかえし、再認定するものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 認定の関係なのですけれども、1つは片側だけでの隅切りは、これはつけられなかったのかどうかと、終点のほうは4メートルから2.88まで幅員が狭まっていますね。これも何とか4メートルぐらい全体通して改善というのはできなかつたのでしょうか。

道路管理課長 隅切りの関係なのですけれども、E161号線につきましてはもともとなかつたということと、それと行きどまり道路であるということで、通行のあれが。通り抜けられないということ。それと、交換する面積が、あと相手のほうが3倍近くありまして、

かなり量も面積的に多いということで、つけかえの条件とはしなかったということでございます。それが1点目の関係なのですけれども。

終点の4メートルから2.88になっているわけですが、片側が不老川の河川になりまして、民地が隣の地主になっていまして、もともと接道していた道路でございまして、河川部につきましては現道との間をつけかえていただいたものでございまして、当初は1.82しかなかったものですから、それが2.88になったということで寄附をいただきましたので、河川のぎりぎりまでかなということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

宮岡治郎委員 1408—4に廃道になる段階から何かあらかじめ分筆してあるようなのですけれども、これはその後の道路認定を見越して分筆されていたのでしょうか。

道路管理課長 もともところらの河川から所有者の位置なのですけれども、これにつきましては裏の方が接道していまして、もともと利用していたということで、この道路。

宮岡治郎委員 つまり……

道路管理課長 現況的にもうこちらを使っていたということでご理解をしていただきたいと思いますのですけれども、裏の方が1軒だけなので、申しわけありません。

宮岡治郎委員 ということは、もう現状としては使用されていたとして、それを追認という言葉はおかしいのですけれども、事後的に認

めるような形態なのですか。

道路管理課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第79号 市道路線の廃止について、議案第80号
市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第81号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第81号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第81号 市道路線の認定について、提案の理由を申し

上げます。

認定しようとする市道D491号線は、宮寺字北宮寺新田地内、国道16号線東側に位置し、起点を宮寺字北宮寺新田3095—4、終点は同じく3141—8とする道路で、起点は幹56号線、終点はD466号線に接しております。

この路線は、事業主である三井不動産株式会社が都市計画法に基づき築造した道路を市道として認定しようとするものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案の理由を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 延長の51.5メートルというのは、かなり複雑な形の道路なものだから、どういうふうにはかってこの51.5メートルという距離が出たのかと、幅員もそうなのですけれども、いろいろなところがあって、起点のあたりにしますと、両側からだとかかなりの距離もあるような感じがするのですけれども、9.75メートルという幅員はどこを基準に考えて9.75という幅員にしたのでしょうか。

道路管理課長 延長の51.5メートルにつきましては、幹56号線、通常藤宮道路と申してますけれども、その内側になります。公図の資料

からいきますと、黒い点の上からになりますか、そこから矢印までを51.5メートルということで一応提示させていただきました。

それと、幅員でございますけれども、それぞれ幅員を、それぞれといいますか、隅切り分がという考え方でとらえていまして、かなり藤宮道路からの入り口としては広がってございます。ただ、標準的な幅員としましては9.75ですか、ということで提示をさせていただきます、隅切り分としては広がりますけれども、あくまでそれは隅切りの考え方としましてとらえられまして、通常4メートルであれば4メートルのところに隅切りができると同じような考え方で9.75を標準の代表的な幅員とさせていただきます。

以上でございます。

石田委員 そうしますと、幅員に関しては矢印の終点あたりの幅員をいっているのでしょうか。

道路管理課長 そのとおりでございます。

宮岡治郎委員 非常に風変わりと言っては失礼かもしれませんが、この形態ですけれども、この形態が最も車の流れとしては好ましいという判断でこの地権者は道路認定を申し出たということなのでしょうか。

道路管理課長 隅切りの形が大分広がっていまして、一部歩行者、自転車の待避所的な要素も隅切りといいましてもとらえられるということで、広目にとって視界をよくしているという解釈で、広目に提示させていただきました。

以上です。

金子俊雄委員 質疑というのではないのです。道路認廃の関係のある程度の公図、案内図で、公図はわかりますよね。案内図も公図とやや同じの案内図なのですが、大体どの程度の場所だか、これで皆さんわかりますか、どこの場所だか。私は、余り図面を見たことがないので、わかりませんけれども、こういうことの方法よりもっとわかりいい方法が何かあるのかなという。例えばもう一枚追加してもらおうとか、ちょっと資料が多くなってしまいかわかりませんが、これを外見的にどの程度の場所がここなのだよという……

〔(もうちょっと大きくですかね) と言

う人あり〕

金子俊雄委員 いや、大きくというか、これはこれでいいのですけれども、詳細のこの場所がこの場所ですよというのがわかるような方法が必要なのかなという。入間市中、役所の皆さん方は全部いろいろ頭の中にインプットしてあるから、大体わかると思いますけれども、私はちょっとこれ見て、どの程度の場所でどうなっているのだか、例えば不老川の関係も、ああ、なるほど、こういうふうなのですかと説明いただきますと、それでいいのですけれども、現況を使っていたとか、使っていないとかという話が出るというふうになりますと、やっぱりその辺がこの場所ですよと言ってありますと大体意味が把握できるのですけれども、その辺は委員長さん、提案なのですけれども。

建設部長 今委員さんおっしゃるとおり、ぱっと見た目ではどこかというのがわからないということで、位置図的なものがどちらかに、例えば案内図の中の一部分に位置図の小さい部分を入れるとか、そういう方法をちょっと検討してみて、位置図的なものをここに入れるというふうな方向で検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 よろしいですか。

金子俊雄委員 私は、それがいいのではないかという。外見見て、あの辺が位置だなと、入間市のこの辺だなというのがわかるというような……

委員長 では、次回からぜひそのような方法でお願いをいたします。ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。これより議案第81号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前 9時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第86号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち
所管のもの

委員長 それでは、補正予算7件について審査を行います。

まず、議案第86号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部長 それでは、議案第86号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち環境経済部所管の補正予算（第2号）について、歳入歳出事項別明細書によりまして提案の理由を申し上げさせていただきます。

まず、補正予算説明書の歳入の中から、10から11ページでございます。款16の県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補

助金、節3の農業振興費補助金、事業で地域づくり提案事業補助金500万円につきましては、県が創設いたします埼玉県ふるさと創造資金の中から自立を目指す市町村の主体的な地域づくりを支援する補助事業でございまして、入間市が提案をいたしました狭山茶と地場産品で進めるまちづくり事業が採択をされましたので、それを受け、交付決定も受けましたので、計上させていただいたものでございます。主な事業内容でございますけれども、歳出にも関連はいたしますけれども、平成21年度に入間市で開催されます第63回の全国茶品評会で上位入賞を目指し、狭山茶の主産地、入間の名声を全国に広め、魅力ある地域づくりを目的といたしまして、交付を予定をするものでございます。

次に、目6商工費県補助金、大事業、夢チャレンジ事業補助金100万円は、アポポ商店街振興組合が実施いたします「いるまんなか夢タウンプロジェクト」、これは「知の利を生かしたオンリーワンの街へ」という副題がついてございますけれども、これらの中心市街地活性化事業が補助採択され、決定されたもので、計上させていただくものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。説明書24から25ページでございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、ごみ減量化・資源化事業費、中事業のリサイクルプラザ運営事業費の15万8,000円の補正増でございますが、これはマイバッグ等の古布のリサイクル品作成を行っておるわけでございますけれども、そのつくっておるミシンの故障によりまして、修理

がきかなくなったためにこのミシンの買いかえ、3台分の購入費を今回計上させていただいたものでございます。

次に、26から27ページでございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の大事業、農業振興推進事業、中事業の茶品評会出品対策事業500万円につきましては、歳入でもご説明を申し上げさせていただきましたが、平成21年度に予定をいたしております全国の茶品評会の出品準備のため県補助金と同額を市内の茶業者で組織をされました全国茶品評会出品対策の委員会へ補助させていただく予定になってございます。

次に、28から29ページでございます。款7項1の商工費でございまして、目1商工総務費、大事業の職員給与費につきましては、金額が大きく、1,346万5,000円の減額になってございますけれども、これは4月の人事異動に伴います人件費の減額でございます。

続きまして、目2の商工業振興費、大事業、商業振興事業、中事業、中心市街地活性化事業補助金100万円の増額でございますが、歳入でご説明を申し上げました商工費県補助金、大事業、夢チャレンジ事業補助金100万円を受け入れまして、その全額をアポポ商店街振興組合が実施いたします「いるまんなか夢タウンプロジェクト」として中心市街地活性化のための補助金として交付を予定させていただくものでございます。

以上、補正予算（第2号）の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 ページでいいますと26から27ページ、大事業、農業振興推進事業の中事業、茶品評会出品対策事業ですけれども、今ご説明を伺いましたけれども、補助する金額のようすけれども、今までも茶品評会というのは入間市では実施されてきた経緯はあると思うのです。そうすると、500万円の補助が大体どういった目的に使われていくか、ある程度想定できるのではないかと思うのですけれども、大体どんなふうに使われますか。

農政課長 この500万円につきましては、肥培管理が主でございます、1つは被覆資材、茶畑に布があると思うのですけれども、ああいったものですか、それからどうしても出品茶となりますと、これから秋に向けての肥培管理が重要になりますので、それに向けての肥料、そういったものに補助をさせていただくということでございます。

野口委員 それに関連してですが、今年度出品するためにこういった補助しておりますけれども、来年度以降やっぱりそういったいいお茶をつくった場合、また同じような管理が必要ということで、それはもう生産者任せということでやるのですか。

農政課長 今回の補助をさせていただきますのは、何につけても来年度入間市で全国大会が開かれるものですから、やはり狭山茶の主産地ということで、できるだけ多くのものを出品をしていただいて、そこの中で優秀な成績をおさめていただくことで今後狭山茶の振興につながるということで考えていますので、来年度以降につい

ではこういった特段の補助については考えておらないということ
でございます。

金澤委員 25ページのリサイクルプラザの運営事業ということで、マシン
3台分とおっしゃられたのですが、この金額については、高い安
いは私は問題ないと思っているのですけれども、これ3台一遍に
壊れたわけですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 現在マシンは6台稼働して
おりまして、そのうちの3台にもう修理がきかない状態になっ
ているということで、この6台も全部リサイクル品なのです。小学
校等のリサイクル品を使ってやっていたのですが、もう修理がと
てもきかないので、3台分だけは新しいのにしてくれないかとい
うボランティアからの要望を受けて今回計上させていただきまし
た。

金澤委員 ということで、本来であれば6台全部換えたいけれども、それ
が認められなかったということですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 財政課のほうには4台要望
いたしました。それが1台削られたということでございます。質
のいいものは修理で今後もやっていきたい、こういうことござ
います。

金澤委員 リサイクルプラザですから、リサイクルしてうまく使ってい
たくのは結構なことなのですけれども、実際にその稼働実績とい
うのはどうなのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 リサイクルプラザのほうに

古布を扱っている研究班がございまして、それが日常的に、週の半分ぐらいですか、いろいろな人が入れかわり立ちかわりマイバッグ推進のためのマイバッグをつくったり、それからいろいろな形でリサイクル品を、古いものを再生してつくっているものですから、利用頻度としては非常に高いものだと思います。

以上です。

友山委員 29ページなのですけれども、商工総務費で職員給与費が、一般職給与が11人から10人で1人減なのですけれども、この1,340万円ですよ。このちょっと内容を教えていただきたいのですが、内容といいますか、どういう給与体系なのか。

商工課長 この1名につきましては、主幹職でございます。給与体系としては主幹職の給料体系の部分でございますけれども、これに付随しまして、これは職員課のほうで職員についてのいろいろな手当、これを措置するものでございますが、人件費にかかわる給与、それから手当等を含めまして1人当たり……

〔何事か言う人あり〕

商工課長 失礼しました。済みません。訂正させていただきます。

このほかにもう一人9月の人件費補正の中にのせておりますのが1人産休職員の給与の減額、これがございまして。失礼いたしました。

友山委員 その1人の退職のは幾らで、あとではもう一人……

商工課長 産休の職員の減額が……

〔(産休じゃないよ。育児休業だよ)と

言う人あり]

商工課長 育児休業。

[何事か言う人あり]

商工課長 失礼しました。1減職員の主幹職の給与については879万7,000円でございます。その差額分が育児休業の職員の減額分でございます。総額1,346万5,000円のうち1減、主幹職、こちらの給料が879万7,000円が1減と、1人の給与相当分でございます、もう一人はその差額分、こちらが金額にしますと……その差額分、今計算しておりますが、その差額分が育児休業の職員の減額でございます。失礼いたしました。

金澤委員 ちょっと今879万7,000円、この29ページの区分の2の給料が1名減の分で、3番の職員手当等の466万8,000円が育児休業による分になるとお話ししましたけれども、この1名やめられた方の給料以外に職員手当って必ずつきますよね。給料のみしかもらっていない人っていないのではないですか。

商工課長 こちらは、この1名分だけではなくて、今異動しました1名、主幹職の分の職員手当も含めての金額になるということでありませう。

[何事か言う人あり]

商工課長 済みません。ちょっと細かい計算になりますので、今それは算出しておりますので、算出でき次第お答えしたいと思います。

金子俊雄委員 県からの補助金の問題で、今不交付団体といいますか、入間市は不交付ですよ。例えば公会堂を建てるとか、いろいろ建

てるときに今までは2分の1が今度3分の1になったというお話を聞いているのです。これは、かなりショックを受けておるわけですが、この補助金の算定方法と申しますか、そういうものはそういうものにはちっとも関係なくして、向こうから来たものということと理解してしまっているのか。

農政課長 農政課のほうでいただきました補助金につきましても、今金子委員さんおっしゃいましたように不交付団体ということで、通常2分の1でございますけれども、3分の1ということで県のほうから指示をいただいたものでございます。

金子俊雄委員 そうしますと、500万円ということは3分の1の補助金と理解していいわけね。

農政課長 おおむね3分の1で500万円ということでございます。

金子俊雄委員 そうしますと、これは2分の1にすると750万円、計算からいくと。それでいいですか。

農政課長 この大体総事業費が、対象としてありますのが約1,500万円強でございます。その不交付団体ですので、3分の1ということで、端数処理をしまして500万円の補助ということでいただいております。

金子俊雄委員 かなりいろいろな面で厳しいですね。その下の夢チャレンジもではそういうことで理解してよろしいですか。

商工課長 夢チャレンジ事業につきましては、これは県の補助要綱がございまして、3分の1でございますが、これについては不交付云々関係なく、どこの市町村も一律採択された事業に関しては3分の

1という規定のものでございます。

金子俊雄委員 いろいろ補助金に対しては難しいのだね。わかりました。

結構です。

金澤委員 29ページの同じ質疑、先ほどの中心市街地活性化事業補助金なのですが、総括質疑でもさせていただいたのですが、いるまんなかということ、アポポ商店街がやっぱり入間市の顔というのは私も否定しませんし、しっかりと頑張っていただきたいとは私も思いますが、繰り返しになりますが、総括質疑でも聞かせていただいたように、その他の地域の商店街の活性化事業というのが私この議員にさせていただいてから余り聞こえていないのは私の勉強不足かもしれませんけれども、事実なのですけれども、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

商工課長 商店街活性のためには、商業振興事業費の中からいろいろな種類の補助金を市としては交付させていただいております。一番大きなものは、商工会を通じて各商店街が活性化いただくように、それを支援する意味での商工会への事務費の補助金というのが、これが一番大きな補助金でございますが、それ以外に各地区商店街が実施しますイベントに対する補助金、これを含んでおります。昨年の実績で申し上げますと、イベントに関して2件、これは180万円、それから販売促進、各商店街が行います販売促進事業に対しましては160万円、それから団体運営、各商店街がみずから自分たちの団体を運営していくための事務費に対しましての補助を行っております。こちらが130万円。あと街路灯、各商店街

のみならず、町なかにございます商店街が設置した街路灯に対しまして230万円全体で補助しています。

そして、中心市街地に非常に多く投入に感じられる部分があるかと思いますが、平成12年の中心市街地活性化法の制定以来、主に中心市街地活性化事業に対する補助金がいろいろ組まれております。その導入を積極的に図っている関係で中心市街地、アポポ商店街等、あるいは扇町屋商店街が目立って聞こえるかなというふうに感じております。

以上です。

金澤委員 最後に、概算で結構なのですけれども、入間市の個人経営の小売店舗がこの5年、10年ぐらい前からどれぐらい減っているのかの数字はお持ちですか。概算で結構ですけれども、お持ちですか。

商工課長 きょう現在どのくらい減っているかということで正確な数字は持っておりません。

〔(概算でもない) という人あり〕

商工課長 概算なのですけれども、商店街が商店会あるいは商店街という称されて、あるいは補助対象としております合計10地区ございます。その10地区のうち商店街として販促活動や、あるいは独自イベントに取り組んでおります5地区がございます。残る5地区につきましては、1つ例を挙げますと、武蔵藤沢駅前通り商店会というのがございました。これは、旧県道から武蔵藤沢駅に入る通り沿いにあった商店会の中心でございますが、事実上、今は休会というふうな状態でございまして、数はふえることなく、急激な

減少ではございませんが、シャッターをおろす店がふえてきているということで、それが実感的な部分でございまして、数字的な正確な部分はちょっと把握しておりません。

金澤委員 やっぱりまずは実態をよく把握していただきたいのです。お聞きしたように、いろいろと販売促進なり、団体運営なりにそれなりの金額を出していただいているというのは理解しましたけれども、実態をもっと把握していただいて、ではどうするのかという、特にやっぱり後継者の問題も大きいとは思いますが、担当課のほうでこれらをちょっと精査していただきたいと思いますが、いかがですか。

商工課長 補助事業に関しまして、実績報告として上がってくる各商店会の件数をカウントしますと二百五、六十になると思いますが、実態、その中で商店いつもどおり営んでいるか、いや、休業状態にあるかというのをちょっとつかんでいないというものもございしますので、今回この話をお受けしまして、実績報告の中からそういうのをピックアップさせていただいて、各商店街に照会して実態の把握に努めたいと思います。

委員長 先ほどの金澤委員の質疑に答弁できますか。

農政課長 先ほどのちょっと答弁の訂正をさせていただきたいと思いません。

野口委員さんのご質疑の中で、この全国茶品評会の補助金、今後ないのかというお話だったと思いますが、これにつきましては平成21年度の全国お茶まつり大会が終了するまでは補助の

ほうはさせていただきます。今後また何年の後かわかりませんが、もし入間市で開催されるようなことがあれば、そのときまたこういう形で補助をお願いすることもあるかと思しますので、ご承知おきをいただきたいと思ひます。

以上でございます。

商工課長 先ほどの職員給与に關しますご質疑の部分につきまして、細かく計算ができましたので、担当してあります商業・観光担当、瀧澤主幹よりお答えをさせていただきます。

商工課主幹 先ほどのご質疑の内訳でございますが、まず給与のほうからいきます。異動した主幹職の職員の分が557万9,500円でございます。それから、育休職員分が321万7,500円でございます。それから、手当に關しましては、異動した主幹職の分が351万5,094円ということであります。それから、育休職員の分が153万8,310円でございます。これをそのまま合計しますと補正額に実は合わないのですが、この差額は人事異動、これは4月にあるわけですが、そのときにいろいろな給与が違ふ職員がいると思うのですが、その分も合わせた形でその数字が成り立ってございます。

以上でございます。

金澤委員 大体それぐらいの数字かなという、だと思ふのですけれども、ちなみにではこれ異動した先で補正増になっているわけですね…というの、確認ですけれども、要するに定年等で退職されたということではなくて、あくまで今おっしゃられたので、異動ということですので、異動先で補正増になっているということでは

解してよろしいわけですね。

環境経済部長 その件でございますけれども、例えば今回商工課のほうで1名他の課に行っておりまして、主幹なら主幹の職員がそこに張りついて同年齢であれば補正はないと思います。ただ、そこで年齢差とか勤務状況、いろいろありますので、それによって差が出れば補正がなると、の増減が出てくるということは出てくると思います。ただ、いろいろ今回の今お話しの全部足しても数字が合わないというふうなお話もあるわけですが、この内容につきましては、例えば予算を組む時点が10月でございますので、それが3月の異動ではっきりするわけですが、その数字の調整といえますか、新しい人が異動してくればさっきお話ししたような形であらわれてきますので、その調整をしますので、数字がちょっと違ってくるということでございますので、ご理解いただきたい。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のもの審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議案第86号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち建設部所管の概要について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

30、31ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費、大事業、道路等維持管理事業の補正につきましては、街路樹管理、道路側溝、調整池等の清掃の予算項目でございますけれども、今回除草要望に対するもの、また宮寺地区内の置き場のコンクリート殻処分について補正をお願いするものでございます。

同じく大事業、道路等緊急補修事業の補正増につきましては、現状での執行額から不足が見込まれるため道路補修等、さらに市民要望等に対応すべく増額補正をお願いするものでございます。

また、都市計画総務費のところでございますけれども、大事業、指定道路台帳等整備事業の減額につきましては、平成19年6月に建築基準法等の一部改正に伴い、指定した道路の位置、種類、履歴等を持たせ、その台帳の整備と閲覧を可能とするよう義務づけられ、当初予算化をしたものでございます。3月に当委員会におきましてご報告、また経緯等を申し上げたとおり、入間市を含め、

多くの自治体から多額の費用の割合には現状各自治体で持ち合わせている図面等で対応が可能であり、市民へのメリットがないこと等から再度国において検討がなされ、強制はしない旨、新しい一部改正が4月15日に公布されたので、入間市においては財政の有効な活用をすべく全額補正減をするものでございます。

以上で建設部所管の補正予算の概要説明を終わります。審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　最初の道路等維持管理事業の中の除草と宮寺の殻の処分って具体的にもうちょっと中身を教えていただけますか。

道路整備課長　それでは、除草作業委託料と宮寺の置き場の殻処分ということで、除草につきましては約1万平方メートルですか、例年になく要望がことしは多いということで、これから具体的には市道の幹26号線、東金子公民館の西側、また市道幹34号線、これは上谷ヶ貫の矢口モータースの南側になります。それから、幹45号線、二本木の竹鳴板金工業所の北側ですか、これらのものをこれから除草作業ということで行う予定でございます。

それから、殻処分ということで、コンクリートの殻の処分なのですけれども、宮寺の置き場があるのですけれども、大森の調節池のはす向かいですか、そちらに市の所有しています置き場がありまして、そこにコンクリの殻が、直営工事で発生した殻とか、あとほかの課からちょっと発生した殻がそのところにストックし

であるのですけれども、大分ストック量が多くて、約150立方メートルですか、堆積されていまして、それらのものを一応処分するということで今回補正をすることになりました。

以上です。

石田委員 金額的にそれぞれ幾らになるのですか、除草と宮寺の殻の。特に宮寺の殻の処分ってまた再利用するわけですよ、殻ですから。そういった点では、例えば販売という形でとれないのですか。あくまで処分料を払う形になるのですか。

道路整備課長 まず、除草作業なのですから、これにつきましては消費税含めまして105万円。それと、宮寺の殻処分につきましては315万円ということで、これについては公共工事と同じく準指定処分ということで、民間のコンクリートプラントのほうに、そちらのほうに持ち込んで処分するというような形をとっております。

石田委員 もう一つ、指定道路台帳、これは私道の関係ですか。指定道路台帳ってどういうこと。

建築指導課長 指定道路と申しますのは、大きく分けまして3つありますけれども、一番有名なのが道路位置指定といいまして、その指定です。それは、基本的には私道がほとんど、すべてと言っていいぐらい私道でございます。もう一点が42条2項道路といいまして、中心から2メートルセットバックしなければならない道路があるのですけれども、それは公道も含めて、中には私道もあるのですけれども、それはまれでございまして、ほとんどが公道でござ

ございます。

以上です。

石田委員 これは、例えば約3,000万円からの予算を今回削減するのですけれども、もともと私道ですと、ほとんど公図や何かもついているし、構造図なんかも全部ついているのだから、ほとんど実態は既に申請の図面で全部出ているのではないかと思うのです、現場が全部確認すると思いますし。それは、それほど金かからないのかなと思うのですけれども、42条2項の関係でこれ3,000万円近くも本当かかるという、これはどういうところから見込んであったのですか。

建築指導課長 市内で4メートル未満の未整備の市道というのはかなりの量がありまして、そのすべてにつきまして国のほうが一定の履歴であるとか、先ほど部長から説明がありましたように、履歴であるとか、図面であるとか、中心の位置であるとか、そういうものをすべて示すような作成マニュアルができて、それに合わせて調べるということになりますと、現地調査を含めて莫大な時間と経費がかかるということで、そういう中で費用的に7,000万円という膨大な費用になって、総額で7,000万円、今年度については3,000万円ということなのですけれども、莫大な費用が当初計上されたわけです。

以上です。

宮岡治郎委員 同じく指定道路台帳等整備事業なのですけれども、余り効果がない、費用が莫大にかかるということで、法的義務がなくな

ったので、取りやめるというだけではなくて、むしろこういうものはつくただけまた問題もあるとか、つくると弊害があるとかで、ある意味では積極的な意味合いからもあってやめるのだと、そういうことはありますか。

建築指導課長 道路位置指定の道路に関しましては、地主さんというか、地権者の方の申請に基づいて位置が確定したものでありまして、ほとんどトラブルはないのですけれども、過去において位置と現地が違っているとかいうのはあるのですけれども、ケースとしてはレアなケースでございまして、ほとんどが問題ないととらえているのですけれども、42条2項道路に関しましては、その道路の中心線の位置ですとか、セットバックの経過であるとか、そういうものがかなりのケースで、訴訟等も含めて全国的にはケースがありまして、国のほうとしてはそういうものがないように指定確認検査機関と、行政ではないところも確認をおろしていますので、そういうことがないように全国一律で基準を定めていられるということだったのですけれども、実務をやっている我々といましては、それをすべてやるということは逆にトラブルが出てくるということで、入間市におきましては昭和53年に特定行政庁、限定特定行政庁になってから個別のケース、相談があればすべて現地調査等重ねてもう対応しておりますので、特に市街地に関しましてはほとんどの道路に関して経過と履歴というものが、国の示す基準と同一ではないのですけれども、判断基準ができておりまして、特に大きな問題がないので、そこに大きなコストをかけて

やる必要性がないだろうということで今回減額させていただくことになるのですけれども、ただたくさんの資料の中にはまだ老朽化したものとか、個人情報とか、いろいろなものもありますので、国がそういう方針を定めていますので、そういうものを再度研究して、こういう時代に合ったものの形をつくっていくのはまた今後の課題として考えていこうと思っています。

以上でございます。

宮岡治郎委員 現段階では、個人情報保護などの点で弊害も発生し得るということですか。

建築指導課長 私道の2項道路等もありますので、そういうものに関しましては中心線の位置とか境界の位置まで含めて、行政がかかわる部分もいずれにしても出てきてしまいますので、そういうものを含めると、そういう問題がないとは言えないということでございます。

金澤委員 同じく31ページで、道路等維持管理事業の中で、私が個人的なあれで恐縮なのですが、不老川等にかかる橋の維持点検についてお願いしているのですが、多少なりともその分の費用が入っているのかなと淡い期待を抱いているのですが、その点についてどのようになっていますでしょうか。

道路整備課長 補正で予定しているものは、道路の舗装の補修ですか、大分幹線道路、一般市道ですか、生活道路も舗装の状態が悪くて、実施計画にも上げてやっておるのですけれども、なかなか財政事情も厳しいということで思いどおりな補修ができないということ

で、幹線道路を中心にして幹12号線ですとか、藤沢のシダックスですか、あの辺のところも大分悪いので、あと幹29号線、茶どころ通りですか、これらの幹線道路も大分悪いので、そういったような幹線道路の舗装、補修ということで補正のほうで考えておるのですけれども、今言われました不老川の橋梁点検ですか、具体的にこのところは今回の補正の中でやろうというようなことはちょっと考えていないのですけれども、橋の点検、急を要するというのですか、どうしても早急にやる必要があるというようなことであれば、その辺はまた考えていきたいと思えます。

金澤委員 実態まず確認していただいて、必要あるのかどうかも含めてまず見ていただくことが大事だなと思っています。例えば私の個人的には、藤沢地区体育館の裏の橋に関してはやっぱりさびも浮いていますし、骨も見えていますので、それについてはまず実態よく見ていただきたいということで建設部長のほうにもご答弁いただきたいと思うのですが、その点部長のほうはいかがですか。

建設部長 先ほど委員からもお話があったとおり、一般質問等踏まえて実施している段階です。ただ、正直申し上げて県のマニュアルに沿ってやっているわけですけれども、はかが余りいかないというのが現状です。数橋実施いたしました。それで、その後の点検ということで、今回の実施計画上では、これは査定前ですので、目視による職員のチェック後の今度はその精査するという意味で、業者委託の耐震等に伴う業者のほうの点検ということで実施計画上は計上をいたしておるところが現状でございます。

金澤委員　くれぐれもよろしくお願いいたします。

指定道路台帳については、私もこれ予算のときにかなり課長さんといろいろとお話しさせていただいて、こんなの冗談ではないよねなんて話し合ったと思うのですけれども、結果的に最終的にやっぱり費用対効果の点で不要だというふうな判断ができたと思うのですが、個人的にはこれ住民基本台帳ネットワークとほぼ同じなのかなと。要するにお金だけかけても実際の使用は、利用頻度が全然ないという意味では、やっぱりこれも同じようなたぐいではないかなと思うのですが、これについていかがですかと聞くのもちょっとお答えできないと思いますので、今後その費用対効果ということで念頭に置いて、やっぱりいろいろと市政を進めていただきたいと要望して終わります。

宮岡治郎委員　道路等緊急補修事業です。当初が7,000万円の予算で、結果的にこういう大きな補正になり、4,000万円という補正になりました。これ例年このことについて議会などでは当初から多く見積もれなかったのかというふうな批判的な質疑がよく出ているのですけれども、今回総括質疑を伺っていると、実施計画の段階で圧縮されてしまったというふうな答弁、これは昨年もあったかもしれませんけれども、こういう実施計画の段階で圧縮されるというのは通例化と言うと失礼かもしれませんが、毎年そのような状況なのでしょうか。

建設部長　実施計画の段階で総枠の財政状況が決まっていきますと、少し様子を見て補正で対応するとか、区分をされるわけです、財政当

局では。そういった中でこの緊急補修事業については下半期、総括のときにも申し上げましたけれども、下半期ある程度前年度に比較してどういう状況かという市民要望含めてその対応状況がわかってきますので、例年9月補正予算をお願いして毎年恐らく、ことしも1億円から1億二、三千万円ぐらいの予算が必要になるかなと思うのですけれども、当面1億円の予算を確保して、今後8月以降要望に出た部分、そういった部分を見ますと足りないなという部分ありますので、今回補正をお願いするものです。したがって、本来ならば当初予算で大枠を、例えば1億円なら1億円を確保していただければ、その予算の中で緊急にできる部分もその予算でできると。ただし、今回のように9月の補正になってしまいますと、若干待つていただくような部分が出てくるということで、対応は大体年度内にはしていますけれども、現実的には予算があればもうちょっと順調に事業執行できるかなというふうに思っております。

以上です。

宮岡治郎委員 結果的に1億円を超えるようなものが必要になってきているわけですね。圧縮というのは、それはある程度理解できるのですけれども、圧縮の率、圧縮の割合が余りにも、特にこの事業については例年圧縮率が、圧縮の全体の額も大きいですし、圧縮の全体額も、圧縮割合も何かいやにきついような印象を持つのですけれども、どうなのですか。

建設部長 圧縮率という、こういう言葉はないと思うのですけれども、た

だ先ほど申し上げましたとおり、7,000万円程度ございますれば上半期の対応はおおむね市民要望含めてできるというような今までの現状もございますので、財政当局では全体の予算枠の中から、半分までいかないですけれども、7割程度の予算を確保していただいているというふうに私どもは理解しております。先ほど申し上げたとおり、これが当初から1億円なら1億円確保できればもうちょっと要望に対してスムーズな運営ができるというのは事実でございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで建設部所管のもの審査は終了しましたが、区画整理部所管のもの審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第86号 平成20年度入間市一般会計補正予算(第2号)

のうち区画整理部所管のものについてご説明を申し上げます。

説明書は、30ページから31ページをごらんいただきたいと思っております。款8項3目4土地区画整理費、大事業、職員給与費1,312万円の減額につきましては、当初予算編成時と実際に配置されました職員の数が変動がありましたので、変更するものでございます。

同じく大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業680万円、同じく大事業、扇台土地区画整理事業540万円の増額及び大事業、狭山台土地区画整理事業1,575万円の減額につきましては、国庫補助金の交付額の決定に伴い、それぞれ特別会計繰出金を補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださるようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより議案第86号　平成20年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管ものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前10時49分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第90号　平成20年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

委員長　次に、議案第90号　平成20年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長　議案第90号、入間市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに、歳入のうち8ページから9ページをお開き願います。

項1国庫補助金、目1下水道費補助金、節1下水道建設費補助金の増額につきましては、現行では20年度に限る国庫補助金の採択

の変更により野田地区入間川汚水枝線が対象事業となったため補助基準額の2分の1を新規に補正するものでございます。

同じく歳入の目1下水道費寄附金、節1下水道建設費寄附金につきましては、区域外流入寄附金であり、2件の収入実績に合わせて補正増をお願いするものでございます。

同じく前年度繰越金につきましては、19年度決算の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

同じく市債、節1下水道建設事業債につきましては、起債計画の見直し、また流域事業の国庫補助事業、県単事業分の変更に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、歳出をお願いします。10から11ページです。目1下水道建設費につきましては、充当財源の変更でございまして、また目2流域下水道事業費、大事業、荒川右岸流域下水道事業費負担金につきましては、歳入における流域下水道整備事業債と同様な内容であり、事業量変更による加入の市、町の負担金のうち入間市の増加分でございます。

最後に、予備費につきましては、収支調整により増額補正を行うものです。

以上で補正予算の概要の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 9ページです。大事業の下水道築造費補助金です。野田の

ほうのようですけれども、具体的に例えば野田の、通常八木と呼ばれている地域の組合施行の区画整理あたりのことなのでしょうか。

下水道課長 野田の2本の国庫補助に該当しますけれども、地区体から下がった……

宮岡治郎委員 体育館。

下水道課長 ええ。道で、野田区画整理のすぐわきになります。

宮岡治郎委員 区画整理区域内ですか。

下水道課長 いや、外です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第90号 平成20年度入間市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第91号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画
整理事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第91号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周
辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたし
ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第91号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺
土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、概要を
ご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、歳入歳出予算及び継続費の変更でござ
います。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ
6,393万1,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を
5億5,869万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明
書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入について申し上げ

ます。8ページから9ページをごらんいただきたいと思います。
款2項1目1区画整理事業国庫補助金1,130万円の増額は、補助金の交付額が決定をいたしましたことによる増額をするものでございます。

次に、款4項1目1一般会計繰入金680万円の増額は、国庫補助金の交付額が決定に伴い、事業を精査したことにより増額をするものでございます。

次に、款5項1目1繰越金4,583万1,000円の増額は、平成19年度の決算の収支の確定によるものでございます。

次に、歳出について主な内容を申し上げます。初めに、10ページから11ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1事業費7,400万円の増額のうち大事業、調査設計等委託事業、中事業、設計委託料は、平成21、22年の2カ年で実施を予定しております（仮称）4号公園地下調整池に接続をいたします雨水管の詳細設計委託料として600万円を増額したいものでございます。

次に、大事業、工事費、中事業、宅地造成工事費1,000万円、同じく中事業、雨水工事費として1,300万円、同じく中事業、その他工事費として1,500万円は、事業の進捗に伴い、増額をするものでございます。

次に、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料は、事業の進捗に伴い、建物移転補償費を3,000万円を増加するものでございます。

次に、款3項1目1予備費1,006万9,000円の減額につきまして

は、歳入歳出の調整によるものでございます。

続きまして、継続費の補正につきましては、予算書4ページ並びに予算説明書12ページから13ページで、藤沢中央公園地下調整池設置工事の減額補正をお願いをするものでございます。

以上で補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 11ページです。大事業、調査設計等委託事業、中事業の設計委託料です。ただいまご説明をいただきました。(仮称)4号公園地下調整池の雨水管の詳細設計のようですけれども、600万円ということで、どのくらいの規模の範囲を設計しているのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 内径が1,200ミリ、1メートル20センチの管を70メートルほど推進工法で行うという予定でございます。

宮岡治郎委員 それから、調査設計というのですけれども、相当進んでいるのではないかと推察します。ついでに発言したいのですけれども、地下調整池その本体は、設計はもう最終的な段階まで細かくでき上がっているのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 基本設計のほうは前年度でき上がっております。ことし、これからの発注になるかと思うのですけれども、詳細設計をやらせていただきます。

石田委員 物件等の補償費で3,000万円というのは、これは1件に2棟分ですか。内容をちょっと説明してください。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 今回お願いをしております物件の補償費でございますが、2棟分ということでご理解をいただきたい……

石田委員 同じ家。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 はい。

石田委員 そうしますと、この物件補償、特に移転の関係等あとどのぐらい残があるのでしょうか、もしこれが終わったとして。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 19年度末の状態では573というのが全部の棟数でございます。そこで530終わっておりますので、その時点で約40棟ほどになります。今年度20棟ほど予定がございますので、残るのは20棟ほどになると思います……失礼しました。正確には23棟になります。

石田委員 見通しとしては、あと1年あるいは2年かければ何とかかなというふうに考えているのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 24年度末事業完了ということで考えておりますので、ここ2年ほどで終わるという予定でおります。

石田委員 もう一点ちょっとお聞きしたいのは、藤沢中央公園の地下調整池の設置工事ですけれども、継続費の関係出ているのですけれども、今回減額しまして、完成が10月31日ということになっていきますね。公園としてやっぱり市民に公開するのはいつごろになる見通しですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 公園として市民の方にご利用いただけるのは、多分22年度末ないし23年度に入ってからかと、一応予定では22年度末に仕上げるということで考えております。

金澤委員 11ページの中で4号公園の地下調整池について設計が今回入っているのですけれども、先月の末の集中豪雨の際に藤沢東小学校の前あたりは、例年冠水、かなり水がたまっていたのですけれども、今回はそのような床下浸水等の被害もほとんどなくて、大変に排水という面で効果があったというふうに感じておりますけれども、その点大変住民の方も安心されているというふうに私は思っているのです。その点について、これまでの調整池事業についての総括というか、この時点での評価というものをお聞きしたいと思います。

区画整理部長 今のご質疑でございますが、今現在、藤沢中央公園地下調整池をつくりました。おかげさまで10月末で完成するわけでございますが、それらの機能が果たすのが区域外のものと、おおむね久保稲荷線がございます。あの辺までの雨水排水処理を賄う予定でございます。これから（仮称）4号公園のほうにつきましては、それよりも東側といいますか、駅周辺のものを処理する調整池でございます。これらができると、今ご心配いただいているものがもっと安心になるかなと。それで、時間を調整をしまして、不老川のほうに流出をするというふうなことになるわけでございますので、水の問題はうちのほうとしては何とかカバーできるのではないかと、このように考えております。そのような計画だと思って

おります。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第91号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅
周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたし
ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

△ 議案上程

議案第92号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整
理事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第92号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口
土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしま
す。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第92号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,887万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,387万2,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入について申し上げます。7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。款1項2目1区画整理事業国庫補助金785万円の減額は、補助金の交付額が決定をいたしましたことにより減額をするものでございます。

次に、款3項1目1繰越金2,672万2,000円の増額は、平成19年度の決算収支の確定による増額でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。説明書9ページから10ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1事業費1,885万円の増額につきましての主な内容について申し上げます。初めに、大事業、工事費、中事業、雨水工事費1,055万円の増額は、馬頭坂線の道路用地が確保できた部分に雨水管、これはボックスカルバートで、縦が1メートル、横が2メートルの延

長42メートルのものを先行埋設するものでございます。これは、西洋館及び馬頭坂線付近の建物移転及び宅地造成を計画的に実施するためには既設の水路の切り回しが必要となります。また、平成21年度から馬頭坂線用地内に上水道污水管及び基地への送水管及びガス管等の埋設工事が予定をされております。これらの工事を同時に実施するには大変難しい状況になりますので、大規模な構造物である雨水管を一部先行して埋設するものでございます。

次に、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料660万円の増額は、馬頭坂線関連の建物移転を行うものでございます。

以上で補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　10ページです。大事業、工事費、中事業、雨水工事費です。

今馬頭坂線の雨水管で先行して埋設するというお話でしたけれども、雨水管の位置というのは比較的やっぱり深い位置にあるという意味なのでしょうか、それとも雨水管の規模が大きいとか、広い部分を占拠してしまうという意味があるのでしょうか。つまりその後になっていろいろな埋設物があるから先行するのだという話でしたけれども。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　今回の雨水管の工

事を予定しているところですが、まず位置は馬頭坂線の中央部に一応入る予定で考えております。かなり大きな断面ですか

ら、深さも大分深くなっております。それ以外にこの道路の中には、部長もご説明しましたけれども、もろもろのガス管でありますとか、水道管ですか、それぞれの位置に断面は計画しております。今回の先行してやるという部分につきましては、特に一番断面が多くて深い部分がある程度用地があきましたので、先行してやっていきたいという形で一応計画いたしました。

以上でございます。

金子俊雄委員 今回の関連なのですが、かなり大きな雨水排水だということなのですが、1メートル掛ける横が2メートルとかと言っていましたよね。これは、貯水用の雨水排水の工事、それとも上からというか、こっちのほうから下のほうを通してどこへ流れていくのだから、その辺のところ。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 これは、雨水管で丸いものもありますけれども、今回入れるのはボックスカルバートといいまして、いわゆる矩形の四角なもの、断面で、通常流すことを目的にした管でございます。それで、流すほうは馬頭坂線全体から、それから将来は16号を横断しまして、霞川のほうに持っていく計画でございます。その先行部分であります。

金子俊雄委員 非常に雨水量が入る雨水管だと思うのですが、これは馬頭坂線のところに1本入ると。ほかには、こういう大きなものが入る場所があるのですか、北口としては。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 北口の場合は、いわゆる都市計画道路といたしまして、この馬頭坂線以外にも北口

の中央通り線とか、幾つか大きな幹線ありますけれども、そこにも同じようないわゆる雨水管等、あるいは污水管いろいろ計画がございます。ただいま現在は用地が確保できて、また今の事業の中では、馬頭坂線をかなり力入れてやってきておりますので、このところを今の段階では先行してやっていくというふうな状況でございます。

金子俊雄委員　ちょっと取り越し苦労か何だかわかりませんが、これだけの大きな雨水量を、霞川へ入るわけですか。霞川ではなくて入間川ですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　霞川です。

金子俊雄委員　霞川へ入って、霞川の上から、上流から、もちろん落差がある、霞川100メートルもあるという、出だしから終わりまではあるということになると、かなり水も集めてくると思うのです。そのとき、こういうものがどンドン今でいうと何本も入るということに理解しているのですが、これで大丈夫なのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　今ご説明しましたように、最終的には霞川に放流するわけなのですが、この北口でも雨水調整池というのを計画してございます。ですから、ある程度一気に流れないように雨水調整池を経由しまして、いわゆる放流管につながっていくというような計画でございます。ただ、それまだできておりませんので、馬頭坂線の今の雨水管のみを先行させていただくというふうな計画でございます。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第92号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第93号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第93号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第93号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,252万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,852万1,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第1号）説明書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入からご説明を申し上げます。説明書7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1区画整理事業国庫補助金660万円の増額は、補助金の交付額が決定したことにより増額をするものでございます。

次に、款4項1目1一般会計繰入金540万円の増額は、国庫補助金の交付額の決定により市負担分を増額するものでございます。

款5項1目1繰越金3,052万1,000円は、平成19年度の決算収支の確定によるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。説明書の9ページから10ページをごらんいただきたいと思います。款2項1目1事業費4,194万1,000円の増額のうち大事業、調査設計等

委託事業、中事業、調査設計等委託料945万円の増額は、平成19年度に行った事業計画の変更に伴い、道路計画、換地計画などの変更された部分の現地測量を実施するために増額するものと建物物件調査8棟を行うものでございます。

同じく大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料3,249万1,000円につきましては、国庫補助金が増額となりましたので、建物移転等補償料2棟分を増額するものでございます。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 10ページです。物件等補償費、物件等移転補償料です。先日の総括質疑で2棟分ふえて、もともと15棟を予定していたので、合計17棟というふうになっているのですけれども、この17棟というのは予定地にそれぞれ散らばっているのでしょうか、それともどこか1カ所にまとまっていて、結果的に何か新しい都市、比較的、幹線的なというか、準幹線的な道路の開通に結びつくような移転なののでしょうか。

扇台土地区画整理事務所長 基本的に15棟プラス2棟は結構ばらばらです。その17棟が全部動いたことによって幹線道路が完成するということではございません。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第93号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしま
した。

△ 議案上程

議案第94号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第94号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第94号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要をご説明を申し上げ

ます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,400万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。補正予算（第1号）説明書の7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1区画整理事業国庫補助金1,725万円の減額は、補助金の交付額が決定をしたことによる減額でございます。

次に、款3項1目1一般会計繰入金1,575万円の減額は、区画整理事業国庫補助金の交付額の決定により市負担分を減額をしたものでございます。

次に、款4項1目1繰越金4,200万2,000円の増額は、平成19年度の決算収支の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。説明書の9ページから10ページをごらんをいただきたいと思います。款2項1目1事業費、大事業、工事費、中事業、宅地造成工事費200万円の増額は、来年度に処分を予定しております保留地を造成するものでございます。中事業、その他工事費700万円の増額は、近隣公園用地を現在残土置き場として使用しております。こういった形で安全管理等を考慮しまして、仮囲い等を設置するものがあります。

以上で補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第94号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第95号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第95号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算(第

2号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

水道部長 議案第95号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算(第2号)

の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、寺竹地内の霞川にかかる八瀬橋に設置してあります水管橋、この水管橋は南峰の配水池から東金子の配水場を結ぶ送水管でありますけれども、それが平成21年度に飯能県土整備事務所が八瀬橋の下流側に人や自転車が通行できる側道橋を設置するために支障となることから、県側の要請に基づいて平成21年度に水管橋のかけかえ工事を実施するため工事に係る設計委託料760万円を補正をお願いするものでございます。

第2条は、資本的支出の補正で、既決予定額8億524万6,000円に760万円を増額し、補正後の予定額を8億1,284万6,000円とするもので、この補正により増額となります760万円につきまして、は過年度分損益勘定留保資金等で調整を行うこととなります。

なお、補正予算説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。ここに資金計画がございますけれども、今回の水道管のかけかえ工事に伴う受け入れ資金を見込んでおりませんが、これまでの飯能県土整備事務所との協議の中では契約後の設計委託料について県が施工者である入間市水道に支払うことになっております。額が確定しておりませんので、この段階ではゼロとい

うことで処理をさせていただきました。

以上で補正予算案の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　寺竹の八瀬橋というふうにお伺いしましたけれども、おおよそで結構ですけれども、どのような長さで、いつごろつくられた橋で、どんなような形態、つまりけたが途中にあるとか、橋の構造とか、橋本体と、ちょっと本筋と違うのですけれども、水道管があそこに布設されていることの本体ですから、その強度などについてもお伺いしたいのですけれども。

水道工務課長　現在、県道二本木飯能線という道路がありまして、その霞川にかかる橋でございまして、八瀬橋といいまして、現在の橋につきましては延長が21.2メートル、幅員が2.5メートルでございまして。構造については、コンクリートというか、そういうものでつくってあると思いますが、何年度につくったかというのは私のほうでちょっとまだ把握しておりません。現在その橋の下流側に水管橋ということで送水管の400ミリと、それから150ミリの配水管がありますので、これが今回側道橋ということで歩行者と自転車が通る道路を下流側につくるということで、こちらの大きさにつきましては……失礼しました。今申し上げました21.2というのは、計画されている側道橋の大きさでございまして。失礼しました。21.2メートル、幅が2.5メートルという橋を県のほうで計画

をしているということで、そちらのほうがつくられると現在の水道管が支障になるということで、移設してくださいということで要望があったものがございます。

現在かかっている橋につきましては、おおむね橋の長さは今申し上げました約22メートルぐらい、幅員が約7メートルぐらいですよね……失礼しました。橋の長さが18メートル、幅員が6.7メートルで、有効幅員が6メートルの橋が現在かかっております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 私も勘違いしていて失礼したかもしれませんが、では今後は新しくできる橋のところに水道管が取り付けられるということで理解していいですか。

水道工務課長 現在は6メートル70の橋がかかっておりまして、その下流側に、橋に150ミリの管が添架されておりまして、それとは別に400ミリの水道管、送水管ですね。それが独立してあるのですが、今水道管があるところに今度側道橋ということで2メートル50の橋を、今車道の橋があつて、その下流側に今度歩道橋というか、歩行者と自転車が通れる橋をつくるということで、そこにたまたま水道管がありますので、それをどかしてくれということなので、これを移設するための設計をするために今回補正予算を組ませていただいたということでございます。

宮岡治郎委員 つまり側道橋がすぐ隣接して、べったりくっついて走るの、それで現況の水道送水管というのですか、それが邪魔と言つては失礼ですけども、だから別の反対側に動かしてくれとか、

そういう意味ですね。はい、わかりました。

野口委員 ちょっと確認なのですが、この設計業務委託料は後で県のほうから手当てするということですか。

水道工務課長 正式に県の飯能県土整備事務所から入間市長あてに20年7月17日付で通知が参りまして、橋をつくるので、移設してください、支障になるので、どかしてくださいよという文書が来まして、その補償につきましてはこの中で公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱というのがありまして、それに基づき補償を行いますということで、工事についてはこの補償基準になるのですけれども、設計委託料については、これには具体的には明記していないのですけれども、工事に伴って発生する設計委託料であるので、それは補償しますということで約束をされておりますので、予算をお認めいただいて設計しますと設計額が確定しますので、その確定した金額に基づいて県のほうで補償費として市のほうに支出していただくということになっております。

金子俊雄委員 今に関連します。そうしますと、工事費も同じくそういうことで県のほうから来るということで理解していいですか。

水道工務課長 工事費につきましては、今配水管と送水管があるのですけれども、橋に添架されている150ミリの配水管については道路法のほうでいきまして、そちらのほうは補償はならない。水管橋の400については河川法の占用になるので、そちらのほうは補償費は出ますよと。ただ、こちらの管は昭和42年につくりまして、もう40年以上経過していきまして、残存価額というのが、それがもう

10パーセントですか、それを切っていますので、耐用年数を経過しているのです、残存価額として現在ある管の工事費の10パーセントは補償しますということだけは伺っております。ですから、全部の工事費を支出していただけるということではないということでございます。

金子俊雄委員 そうしますと、耐用年数の話が今出てきたのですが、ちょっと気になったのですが、今耐震といいますか、かなり下がっているのではないですか。配水管あるいは送水管も耐震の関係でかなり厳しいところがあると思うのですが、これは40年前のやつだから、よりよいもの、今そのころの品物よりかよいものを多分使うのだと思うのですが、入間市で大体40年ぐらいたっているものはどの程度キロ数であるのですか。それをきょうの質疑どうかわかりませんが……石綿管も含めて。

水道施設課長 40年以上経過しているのは、全体なのですけれども、送水管だけでなく。2パーセントぐらいが今はあります。ただし、年数的にだんだんふえていくということになりますけれども、経過しているものについては2パーセントぐらいというふうに今っております。

金子俊雄委員 パーセントで2パーセントというのはどの程度の数か、メーターがあるのだからわかりませんが、かなりのあれかなという感じを持っているのですが、その程度で今のところ現状していると、パーセント的にいきますと。

〔(延長が大体わかりますので、今答弁

させます) という人あり]

水道施設課長 2パーセントが約10キロくらいですか……

〔(全体が……) という人あり]

水道施設課長 全体が477キロで、そのうちの2パーセントが10キロぐらいという、それが40年以上経過しているキロ数になります。

金子俊雄委員 そうしますと、2パーセントというパーセントは少ないのですけれども、メーターでいいますと10キロもあるという、かなり厳しいところは厳しいのだね。

〔(だんだんふえていきますので、毎年毎年) という人あり]

金子俊雄委員 そういう関係でいきますと、部長さんにお聞きしたいのですが、そういう方向でいけば年々ふえていくような状況のお話なのですけれども、今後どういうふうな今後の予定になって対応していくのでしょうか。

水道部長 現在その辺も含めて水道審議会のほうに、いわゆる水道ビジョンの中で具体的な検討をしていただくことにはなっていますけれども、市のほうの基本的な考え方としては、管路の耐震化については、まずは配水場と配水場を結ぶ送水管であるとか、それから浄水場と配水場を結ぶ送水管であるとか、それをまず最優先にしたいというふうに考えております。その後でいわゆる配水管の耐震化を計画的にやっけていこう。配水管の耐震化も実は管径からすれば50ミリからありますので、全部やるということは財政的にもとても無理ですので、管径が200ミリ以上の管渠について、配水

管について計画的にやっぺいこうと。年数なのですけれども、い
わゆる管路の耐震化については30年をかけてやっぺいこうとい
うのが水道部の考え方でございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第95号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算
(第2号) を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

△ 閉会の宣告 (午前11時39分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたの
で、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 平 山 五 郎